

【JAマイカーローン 基金協会保証 商品概要説明書】

商品名	J Aマイカーローン					
お借入資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お借入時年齢満 18 歳以上、最終返済時年齢が満 72 歳未満の方。</li> <li>○ 前年度税込み年収が 150 万円以上ある方。</li> <li>○ 勤続（または営業）年数が 6 か月以上の方。（正組合員、新卒者はこの限りではありません。）</li> <li>○ 保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○ その他、当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>					
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車、バイクの購入資金。（中古車を含む。）</li> <li>・自動車等の点検・修理、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金。</li> <li>・車庫建設のための資金。（お借入金額は 100 万円以内。）</li> <li>・運転免許取得費用、カーナビ等のカー用品のご購入資金。</li> <li>・他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。（残価設定型クレジットは除く。）</li> </ul> </li> </ul>					
お借入金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）（所要金額の範囲内）					
お借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内 ※借換の場合は、現在お借入中の自動車資金の残存期間内となります。					
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定金利を適用いたします。当初お借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>○ 詳細については当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>					
軽減金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取扱期間 平成 31 年 3 月 29 日（金）融資実行分までとします。</li> <li>○ お借入期間が 3 年以内の場合、基準金利を（年）2.60%、5 年以内の場合（年）3.05%、5 年を超える場合（年）3.75%を基準金利として次の軽減項目に該当した場合、該当 1 項目につき 0.30%を基準金利より軽減いたします。※最大 2 項目（0.60%）の金利軽減とします。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">①</td> <td>当 J A に給与振込（月額 5 万円以上）を指定の方、またはご指定いただける方。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>当 J A にて J A カードをご契約の方、またはご契約いただける方。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さらに、以前当 J A でマイカーローンをご利用になったことのある方で以下の方は別途 0.10%の金利軽減をいたします。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">前回、お借入完済日以降、5 年以内に申込受付された方。</td> </tr> </table>	①	当 J A に給与振込（月額 5 万円以上）を指定の方、またはご指定いただける方。	②	当 J A にて J A カードをご契約の方、またはご契約いただける方。	前回、お借入完済日以降、5 年以内に申込受付された方。
①	当 J A に給与振込（月額 5 万円以上）を指定の方、またはご指定いただける方。					
②	当 J A にて J A カードをご契約の方、またはご契約いただける方。					
前回、お借入完済日以降、5 年以内に申込受付された方。						
ご返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月の増額分はお借入金額の 50%以内（10 万円単位）となります。					
担保	○ 不要です。					
保証	○ 静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ※未成年者の場合、親権者の同意が必要になります。					
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保証機関に対して、所定の保証料をお支払いいただきます。</li> <li>○ 保証料の支払い方法は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</li> </ul> <p>【一括払い】ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.550%です。</p> <p>【分割払い】約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.550%です。</p>					
手数料	○ ご融資後 5 年以内に繰上返済を行う際には 3,240 円（税込）の手数料が掛かります。					

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 返済額をお知りになりたい場合は、JA窓口またはホームページで試算が行えます。</li><li>○ お借入に関して詳しい内容、お借入利率等についてはJA窓口にお問い合わせください。</li><li>○ お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>○ 印紙税が別途必要となります。</li><li>○ 当組合とおお客様の借入利率は融資実行時の借入利率を適用いたしますので、上記の借入利率でお取引をお約束するものではありません。</li></ul>
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li><li>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</li></ul>